

COP11 における ABS に関するサイドイベントについて（案）

題 名 ABS に関する名古屋議定書を履行するための遺伝資源利用国としての措置に関する情報共有

目 的 名古屋議定書は、その義務を履行するためにとるべき措置について、締約国に大きな裁量を与えている。このため、多くの国が、議定書を締結し実施するための適当な国内制度、より具体的には遺伝資源の利用国としての義務を履行するための制度の検討に、時間を要している。

本年 3 月に東京で開催された「名古屋議定書の義務を履行するための国内制度に関する国際シンポジウム」に引き続き、本イベントでは、主に利用国としての側面をもち、議定書に対応する国内制度を有する又は制度構築のための検討が進んでいる国の政府関係者により、制度又は検討中の制度内容の骨格、並びにそれらの制度の実効性を確保するための考え方及び課題等について発表し、参加者と情報共有及び意見交換を行う。

これにより、利用国としての国内措置の構築に関する情報交換を促進し、議定書の早期発効及び実施に貢献することを目的とする。

日 時 2012 年 10 月 12 日 13:15 - 14:45（会議場 1 階 1.08 室）

共 催 環境省、CBD 事務局、E U

参加国 デンマーク、スイス、ノルウェー

議 事

- (1) 開会・主催者挨拶・趣旨説明（5 分、環境省）
- (2) 各国の国内制度の概要又は検討中の国内制度の構造（50 分、日本（上智大学磯崎教授、環境省検討会座長）、E U、デンマーク、スイス、ノルウェーの計 5 ヶ国がそれぞれ 10 分間の発表を行う。）
- (3) 国内制度の実効性の確保に関する意見交換（20 分、パネルディスカッション・質疑応答）
- (4) まとめ・閉会挨拶（5 分、磯崎教授）